

射水市バレーボール協会 会 則

第1章 名称及び組織

第1条（名称）

本協会は、射水市バレーボール協会と称する。

第2条（事務局）

本協会の事務局を理事長宅に置く。

第3条（組織）

本協会は、協会の目的に賛同する者、及び、射水市内のバレーボールクラブ等の登録団体をもって組織する。

なお、富山県バレーボール協会、並びに射水市体育協会に加盟する。

第2章 目的及び事業

第4条（目的）

本協会は、射水市バレーボール競技の普及発展と市民の体力向上に寄与することを目的とする。

第5条（事業）

本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種バレーボール大会の開催
- (2) バレーボールに関する講習会・教室・研修会等の開催
- (3) 県バレーボール協会が主催する各種大会等への派遣と選手の強化育成
- (4) 市民の健康・体力づくり事業等への参画や諸行事等への協力・支援
- (5) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業の実施

第3章 役員及び職務

第6条（役員）

本協会に次の役員を置き、その任期を2年とする。ただし、再任は妨げない。

なお、欠員補充により就任した役員の任期は、前任者の在任期間とする。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 会 長 1名 | (2) 副会長 若干名 |
| (3) 理事長 1名 | (4) 副理事長 若干名 |
| (5) 常任理事 若干名 | (6) 理 事 |
| (7) 事務局長 1名 | (8) 会 計 1名 |
| (9) 監 事 2名 | |

第7条（役員の選出）

本協会の役員は、次のように選出する。

- (1) 会長、副会長 及び 監事は、常任理事会において推挙し、総会において承認を得る。
- (2) 理事長、副理事長、事務局長、会計は、理事の中から常任理事会において選出し、会長が委嘱する。

- (3) 常任理事は、協会の目的に賛同する者（推薦理事）から推挙された者及び、各団体組織（小バ連、家婦連、中体連等）から推挙された者をもって、ここにあてる。
- (4) 理事は、協会の目的に賛同する者（推薦理事）、及び、クラブ登録団体の各代表者（登録団体理事）とする。

第8条（職務）

役員等の職務は、次のこととする。

- (1) 会長は、本協会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
- (3) 理事長は、会務を司り、業務の遂行を図る。
- (4) 副理事長は、理事長と連携し業務の遂行を図るとともに、各団体組織や協会部組織の運営等を総括する。
- (5) 常任理事は、常任理事会を構成し、業務の遂行を図るとともに、各団体組織や協会部組織の運營業務を遂行する。
- (6) 理事は、各団体組織や協会部組織の業務を遂行する。
- (7) 事務局長は、理事長の命を受け、事務を司る。
- (8) 会計は、理事長の命を受け、会計業務を司る。
- (9) 監事は、本協会の会計状況等の監査を行う。

第9条（顧問等）

本協会に顧問等を置くことができる。

- (1) 顧問等は、総会の議を経て会長が委嘱する
- (2) 顧問等は、本協会の目的達成に関し、会長の諮問相談に応じる

第4章 会議及び理事会

第10条（会議）

会議は、総会及び常任理事会とする。

第11条（総会）

総会は、年1回の理事総会とし、会長がこれを召集する。

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会則の改正
- (2) 役員等の承認
- (3) 事業報告、収支決算等の承認
- (4) 事業計画、収支予算等の決定
- (5) その他、本協会の運営に関する重要事項の決定

第12条（常任理事会）

常任理事会は、必要に応じ会長がこれを召集する。

常任理事会は、次の事項について審議する。

- (1) 総会で決議された事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項に関する事項
- (3) その他、会務の執行に関する事項等

第13条（議長）

総会及び常任理事会の議長は会長とする

第14条（議決）

会議の議事は、出席者（委任状を含む）過半数をもって議決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第5章 会計等

第15条（経費等）

本協会の経費は、会費、登録費、補助金、助成金、及び、事業収入（参加費）金等をもってあてる。

第16条（事業年度）

本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 付 則

第17条 本会則の施行に関して必要な細則は、会長が定める。

第18条 本会則は、平成18年4月2日から施行する。